

# 令和7年度福島県クマ特別対策捕獲計画書

令和8年1月30日

福島県農林水産部環境保全農業課

## 1 目的

本県では、ツキノワグマ（以下、「クマ」とする。）の農作物被害に対応し、捕獲や侵入防止柵設置等の対策を講じてきたところであるが、本年度については、クマの目撃件数、人身被害数ともに過去最多を記録しており、農業生産現場における人身事故及び農作物被害防止に向けた対策が強く求められているため、本事業による対策を緊急的に実施する。

本事業では、被害防止計画の対象獣種にクマを挙げている市町村を対象に、農地周辺における有害性の高い個体の捕獲を進める。さらに、クマによる農作物の被害が増えている地域を対象に、環境診断の実施、高齢化や離農等により放任されている果樹の伐採、追払いなどの対策を講じる。

## 2 生息状況及び被害状況等

### (1) 推定生息数

福島県ツキノワグマ管理計画（第4期計画、令和4年3月策定）抜粋

第2期計画の期間においては、県内5地域でのカメラトラップによる調査により、約1,783頭～5,112頭（平均値2,970頭）と推定している。その後、第3期計画では、広域調査の結果から福島奥羽個体群の推計として約2,268頭～5,176頭（平均値3,408頭）の数値が得られている。また令和2年度には福島市や会津美里町においてカメラトラップによる調査を拡大し、約4,425頭～7,116頭（平均値5,576頭）を推定生息数とした。

### (2) 被害状況

令和元年度以降の人身被害の推移は表1のとおり。令和7年度は11月25日現在で21件24名の事故が発生しており、過去最多ペースとなっている。

農作物被害については、表2のとおり。年次変動があるものの、毎年被害が発生している。被害は、リンゴ、モモ等の果樹被害が最も大きく、トウモロコシや水稲、そばなど、多品目に及んでいる。また、令和7年度については、エサとなる堅果類（ブナ、ミズナラ、コナラ）が令和5年度を上回る凶作となったことから、農業生産現場での出没が増え、果樹や水稲で被害の情報が寄せられている。

### (3) 捕獲状況

鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した有害捕獲は、令和6年度287頭であった。令和7年度については、前年を上回るペースで有害捕獲が行われている。

### (4) 被害防止計画の策定状況

本県において被害防止計画を策定している58市町村のうち、対象獣種にクマを上げているのは30市町村である。

表1：年次別人身被害件数

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人数	9	9	3	7	15	6	24

※R7年度は11月25日現在

表2：年次別農作物被害金額

単位：千円

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
被害金額	9,498	13,043	3,810	3,731	7,236	3,426

### 3 事業内容

- (1) 実施主体 福島県
- (2) 実施期間 令和8年2月1日～3月10日
- (3) 捕獲目標 15頭
- (4) 実施方法

ア 実施体制整備

対象市町村 29市町村（図 事業実施市町村参照）  
対象市町村を参集した対策会議の開催

イ 捕獲実施

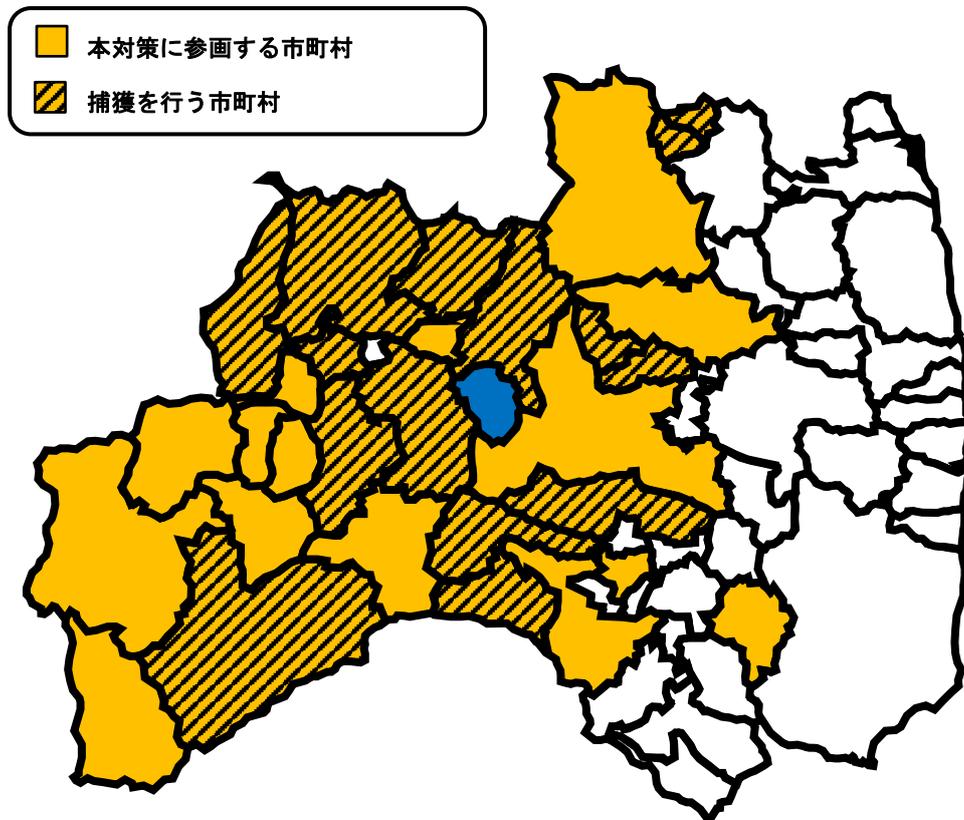
対象市町村 15市町村（図 事業実施市町村参照）

緊急捕獲との重複を避けるため、市町村から依頼された有害捕獲従事者が本事業実施期間にクマを捕獲した場合、捕獲者に30,000円/頭（上限単価）の報償費を交付する。あわせて、捕獲活動への役務要請に対しても半日当5,000円（上限単価）を交付する。ただし、予算が不足する場合は、単価調整を行う。

また、安全対策として、クマ撃退スプレーを配布する。

ウ 捕獲と連動した被害防止対策の実施

- 専門家のアドバイスのもと環境診断を実施し、対策を強化すべき場所を明らかにする。
- 生産しなくなった果樹の伐採を行う。（2市町村）
- 追払い活動の実施。（29市町村）



図：事業実施市町村

### 4 事業の評価

事業実施後の事業評価は第三者専門家の意見を聞き作成する。